

ID: 151

担当部署: 建設課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティ広場設置条例 第6条		
例規番号	平成2年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても市長は、その賠償の責を負わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上又はコミュニティ広場の管理上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティ広場設置条例 第7条第1項		
例規番号	平成2年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 コミュニティ広場の使用者は、別表により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。ただし、当該使用の期間が1月以上の場合にあっては、別表により算定して得た額とする。</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 建設課

処分の概要	工事のための占用の許可の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用規則 第11条第2項		
例規番号	昭和31年規則第4号		
<p>【根拠条文】 (工事のための占用特例) 第11条 工事のための占用者は、その工事に着手し、又はその工事が完了した時は、すみやかに市長にその旨届け出なければならない。</p> <p>2 占用者が指定の期間内にその工事に着手せず、又はその工事が完成しない時は、市長はその占用の許可を取消することができる。</p> <p>3 やむを得ない事由により、指定の期間内に工事に着手することができない時若しくは工事が完成する見込がない時は、その事由を附して市長に期限の延長を願出、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用規則 第12条		
例規番号	昭和31年規則第4号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消) 第12条 次の各号の一に該当する場合は, 市長において許可を取消することができる。 (1) 法律, 命令及びこの規則に基づく許可の条件に違反したとき。 (2) 道路工事又は公益上必要があるとき。 (3) 占用料を納付しないとき。 (4) 不正な事項により許可を受けたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用規則 第14条		
例規番号	昭和31年規則第4号		
【根拠条文】 (過料) 第14条 第5条の規定に違反した者に対しては、2,000円以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市道路占用料徴収条例 第9条		
例規番号	昭和31年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第9条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復命令等		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第12条第2項		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (原状回復命令等) 第12条 この条例の規定による許可又は承認を受けた者は、その行為を廃止したときは、速やかに、その旨を普通河川管理者に届け出なければならない。 2 普通河川管理者は、前項の届出があった場合において普通河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、普通河川を原状に回復し、その他必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第15条		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第15条 普通河川管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは普通河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は規定に基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 普通河川管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。 (2) 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があったとき。 (3) 天然現象により普通河川の状況が変化し、許可又は承認に係る工事その他の行為が普通河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。 (4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。 (5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 238

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第21条第1項		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (占用料等) 第21条 市長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収することができる。ただし、第8条第2号に規定する行為の期間が1月以上の場合にあっては、別表により算定して得た額の土地占用料を徴収することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等は徴収しない。</p> <p>(1) 国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする流水の占用、土地の占用及び土石その他の河川の産出物の採取</p> <p>(2) かんがいのために行う流水の占用及びこれに伴う土地の占用</p> <p>3 前項に規定するもののほか、市長が特別の事由があると認めるときは、市長は、占用料等を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市普通河川管理条例 第26条		
例規番号	平成12年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第26条 第11条第2項の規定に違反して、届け出をせず又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。 2 詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料及び占用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市都市公園条例 第10条(第15条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和57年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び占用料の納付) 第10条 法第5条第1項, 法第6条第1項, 第3条第1項の許可を受けた者は, 別表第3により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは, その端数を切り捨てた額)の使用料及び占用料を, 納付しなければならない。ただし, 当該占用又は使用の期間が1月以上の場合にあっては, 別表第3により算定して得た額とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	赤平市都市公園条例 第12条(第15条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和57年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同時に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上止むを得ない必要が生じた場合</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。(第15条において準用する場合を含む。)</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市都市公園条例 第16条から第18条		
例規番号	昭和57年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者 (2) 第5条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者 (3) 第12条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者 第17条 偽りその他不正な手段により、使用料及び占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者に過料を科するほか、その法人又は人に対しても当該過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第17条第1項(第46条及び第50条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第14号
<p>【根拠条文】 (家賃の徴収等)</p> <p>第17条 市長は、第11条第5項の入居可能日から入居者が市公営住宅を明け渡した日(第26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときはその明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡請求の日。次項において同じ。)までの間、入居者から家賃を徴収するものとする。</p> <p>2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、市長にその月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 新たに市公営住宅に入居した場合又は市公営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。</p> <p>4 入居者が第39条第1項の規定による手続をしないで市公営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長は、入居者が明け渡した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文、第15条、第36条及び第37条の規定による。 (家賃の決定)</p> <p>第15条 市公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定した入居者の収入(同条第4項の規定により認定を更正したときは当該更正後の収入。第23条及び第25条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から前条第1項の規定による収入の申告のない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者が、その請求に応じないときは、当該入居者の市公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する家賃算定基礎額に乗ずる数値は、規則で定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第36条 市長は、第34条第3項の規定により市公営住宅の入居者を新たに整備された市公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市公営住宅の家賃が従前の市公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途廃止による他の市公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、法第44条第3項の規定により用途を廃止する公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	
備考	

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------------	---------	-------

ID: 264

担当部署: 建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第25条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (収入超過者に対する家賃) 第25条 第23条第1項の規定により認定された収入超過者(同条第4項の規定による認定の更正によって収入超過者とされた者を含む。)の市公営住宅の毎月の家賃は,第15条第1項の規定にかかわらず,当該認定に係る期間,第14条第3項の規定により認定した入居者の収入に基づき,近傍同種の住宅の家賃以下で,令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。 2 第16条及び第17条の規定は,前項の家賃について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第27条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (高額所得者に対する家賃等) 第27条 第23条第2項の規定により認定された高額所得者(同条第4項の規定による認定の更正によって高額所得者とされた者を含む。)の市公営住宅の毎月の家賃は,第15条第1項及び第25条第1項の規定にかかわらず,当該認定に係る期間,近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 第16条及び第17条の規定は,前項の家賃について準用する。</p> <p>3 前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市公営住宅を明け渡さないときは,市長は,同項の期限が到来した日の翌日から当該市公営住宅の明渡しを行なう日までの期間について,毎月,近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 前条第1項の期限が到来した場合又は市公営住宅を明け渡した場合において,その月の使用期間が1月に満たないときは,その月分として徴収すべき金銭は日割り計算による。</p> <p>5 前条第1項の期限が到来しても市公営住宅を使用している者が第39条第1項の規定による届出をしないで市公営住宅を立ち退いたときは,市長は,その者が明け渡した日を認定し,その日までの金銭を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第42条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第42条 市公営住宅を第40条第1項の規定により使用する場合の毎月の使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額とする。</p> <p>2 前条第2項の規定により使用の許可を受けた社会福祉法人等(以下「許可法人等」という。)は、市公営住宅を現に使用する者から前項の使用料を超える額の家賃相当額(当該使用する者がそれぞれ負担する家賃相当額の合計額)を徴収してはならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第45条		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市公営住宅建替事業の施行に伴い市公営住宅を除却するとき。 (3) 市公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 建設課

処分の概要	中堅所得者等の家賃の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第49条		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (家賃) 第49条 中堅所得者等が市公営住宅を第47条第1項の規定により使用する場合の毎月の家賃は、 近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 建設課

処分の概要	市改良住宅の家賃の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第53条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (家賃) 第53条 市改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によるとされた、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法第12条に規定する月割額(以下「家賃限度額」という。)以下で、別表のとおりとする。ただし、市改良住宅の建替えによる住宅(以下「更新住宅」という。)については、次項による。</p> <p>2 更新住宅については、第15条に定める家賃とし、第57条において準用する第14条第3項の規定により認定した収入(同条第4項により更正された場合には、その更正後の収入。)に基づき政令第2条に規定する方法により算出した額(次条の規定により収入超過者と認定された場合にあっては、政令第8条の規定により算出した額。以下「応能額」という。)が家賃限度額に満たないときは、当該家賃限度額から当該応能額を減じた額を減じるものとする。</p> <p>3 前項の規定により算出した額が近傍同種の住宅の家賃を超えるときは、第2項の家賃は、前項の家賃の額から近傍同種住宅の家賃の額を減じた額を減じるものとする。</p> <p>4 第16条及び第17条の規定は前項の家賃について準用する。この場合において第17条第1項中「市公営住宅」とあるのは「市改良住宅」と、「第26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときはその明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項」とあるのは、「第57条において準用する第38条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第61条第1項		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第61条 市長は、駐車場の使用者から毎月近傍同種の駐車場の使用料以下で定める額の使用料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の近傍同種の駐車場の使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 駐車場の整備に要した費用(当該費用のうち国の補助に係る部分を除く。)を期間20年及び利率年6分で毎年元利均等に償却するものとして算出した額</p> <p>(2) 市長が定めるところにより算出した修繕費及び管理事務費の額</p> <p>(3) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第3条第3項に規定する台帳に記載された固定資産の価格(駐車場が借上げに係るものであるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格又は比準価格)に100分の4を乗じて得た価格</p> <p>3 第1項の駐車場の使用料は、1区画につき月額2,540円とする。</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 駐車場に改良を施したとき。</p> <p>5 市長は、駐車場の使用者に特別な事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該駐車場の使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市市営住宅条例 第69条		
例規番号	平成9年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第10条第1項(第17条の7において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (家賃の納付) 第10条 家賃は、特定公共賃貸住宅に入居した日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日までの分を徴収する。ただし、入居又は明け渡した場合の家賃は、その月の使用期間が1カ月に満たないときの家賃は、日割計算した額とする。</p> <p>2 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が第16条に規定する手続きを経ないで、特定公共賃貸住宅を立ち退いた場合は、その事実を知った日までの家賃を第1項の規定に準じて徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。 (家賃の決定及び変更) 第9条 特定公共賃貸住宅の家賃は、月額とし、法第13条第1項の規定に基づき、法施行規則第20条に定める算出方法により算出した額の範囲内において、別表のとおり定める。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める算出方法に基づき、特定公共賃貸住宅の家賃を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変更に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 特定公共賃貸住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅について、改良を実施したとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第17条の5第1項		
例規番号	平成7年条例第21号		
【根拠条文】			
(使用料)			
第17条の5 市長は、駐車場の使用者から毎月近傍同種の駐車場の使用料以下で定める額の使用料を徴収することができる。			
2 前項の近傍同種の駐車場の使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。			
(1) 駐車場の整備に要した費用(当該費用のうち国の補助に係る部分を除く。)を期間20年及び利率年6分で毎年元利均等に償却するものとして算出した額			
(2) 市長が定めるところにより算出した修繕費及び管理事務費の額			
(3) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第3条第3項に規定する台帳に記載された固定資産の価格(駐車場が借上げに係るものであるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格又は比準価格)に100分の4を乗じて得た価格			
3 第1項の駐車場の使用料は、1区画につき月額2,540円とする。			
4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。			
(1) 物価の変動に伴い必要があると認めるとき。			
(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。			
(3) 駐車場に改良を施したとき。			
5 市長は、駐車場の使用者に特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該駐車場の使用料を免除することができる。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市特定公共賃貸住宅管理条例 第23条		
例規番号	平成7年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第23条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市建築確認等申請手数料徴収条例 第7条		
例規番号	平成12年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (手数料の徴収) 第7条 手数料は、事務の執行の際、現金をもってこれを徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条から第6条の規定による。 (確認申請又は計画通知手数料) 第2条 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の額は、別表第1に掲げるとおりとする。 2 工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。 (完了検査申請又は計画通知手数料) 第3条 建築物に関する完了検査申請又は計画通知手数料の額は、別表第3に掲げるとおりとする。 2 工作物に関する完了検査申請又は計画通知手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。 (道路位置指定申請手数料) 第4条 道路位置指定申請手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。 (仮設建築物建築許可申請手数料) 第5条 仮設建築物に関する仮設建築物建築許可申請手数料の額は、別表第6に掲げるとおりとする。 (複数建築物の認定及び認定の取消し申請手数料) 第6条 複数建築物の認定及び認定の取消し申請手数料の額は、別表第7に掲げるとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市建築確認等申請手数料徴収条例 第10条		
例規番号	平成12年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第10条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日